

自然科学研究機構分子科学研究所技術職員選考採用に関する規則

平成16年4月1日
分研規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）第6条第1項の規定に基づく選考により、自然科学研究機構分子科学研究所に技術職員を採用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(採用の要件)

第2条 技術職員を選考により採用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 国立大学協会が実施する国立大学法人等職員採用試験（以下「採用試験」という）の合格者から十分な候補者が得られない場合
- 二 当該職の業務が、特別な知識、技術、資格又は実務経験等を必要とするため、採用試験の対象となっていない場合

(選考委員会)

第3条 研究所長は、技術職員を選考により採用しようとする場合には、その都度、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、選考するものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長が指名する教授 2名
- 二 技術推進部長
- 三 岡崎統合事務センター人事労務課長

3 委員会に、委員長を置き、前項第1号の委員の互選による。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

6 委員の任期は、当該技術職員を選考が終了するまでの間とする。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、選考を開始するに当たって、採用しようとする技術職員の業務が、第2条各号に掲げる採用の要件に合致するか否かの確認を行う。

2 委員会は、当該職に必要とされる能力及び資格等の選考基準を明確にした上で、公募又はこれに準じた方法により選考対象者を募集するものとする。

3 選考は、選考対象者の職務遂行の能力が、当該職の選考基準を満たしているかどうか判定するものとし、必要に応じ、経歴評定、実技試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。

4 委員長は、選考した候補者を研究所長に推薦するものとする。

5 研究所長は、委員長から推薦のあった候補者について、採否を決定するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。